

令和8年度採用
日吉津村会計年度任用職員（パートタイム）採用試験
受験案内

< 放課後児童指導員 >

1 受付期間

受付期間	令和8年3月23日（月）～ 募集終了まで * 受付時間：午前8時30分～午後5時00分 （土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。） * 受付方法：日吉津村役場総務課へ履歴書を直接持参もしくは郵送
------	---

2 試験の日時、会場、試験内容など

試験日時	随時実施（申込受付後日時調整）
試験会場	日吉津村役場2階会議室もしくはヴィンステひえづ2階会議室
試験内容	○面接試験：適性等について個別面接 * 受験者多数の場合は、面接開始時間から自分の面接が実施されるまでに、30分～1時間程度お待ちいただく場合があります。

3 受験申込手続

申込書類	○履歴書（顔写真を添付） 1部 * 履歴書の <u>上部余白部分に「放課後児童指導員」を朱書</u> してください。 * 併願はできません。 * 資格について、必ず資格欄への記載をお願いします。 ○保有資格免許のコピー 1部 ○在職証明書（本村以外で同職種の勤務経験がある場合のみ）1部 * 受理した応募書類は返却しません（個人情報の観点から適正に取り扱いをします）。
申込先及び問合せ先	日吉津村役場 総務課 総務室 〒689-3553 日吉津村日吉津 872-15（日吉津村役場1階） 電話 0859-27-5950 * ご不明な点は、上記問い合わせ先までお尋ねください。

4 合格者の発表

発表の時期・方法	合否通知書は7日後を目処に、受験された方全員へ郵送しお知らせします。
----------	------------------------------------

5 募集する職、採用予定者数、主な職務内容、受験資格等

配 属 先	日吉津児童館（日吉津村大字日吉津 967-2）		
募 集 す る 職	放課後児童指導員	採 用 予 定 者 数	2名
主 な 職 務 内 容	放課後児童の指導および支援		
受 験 資 格	<p>○放課後児童支援員、児童厚生指導員、保育士、幼稚園教諭、子育て支援員等の資格があれば尚可</p> <p>※次のいずれかに該当する人は、受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 		

6 合格者の採用及び勤務条件等

任用期間	採用日（応相談）～ 令和9年3月31日（※勤務成績及び予算措置の状況等に応じて令和9年4月以降に再度任用される場合があります。）
給 与	<p>有資格者 時給 1,231円～1,425円</p> <p>無資格者 時給 1,203円～1,348円</p> <p>※採用日前における職歴に応じて時給を決定します。</p> <p>※今後の給与改定等の状況により、支給額が変動する可能性があります。</p> <p>※月末締めで翌月21日に支給します。</p>
諸手当	<p>期末勤勉手当：条件に該当すれば6月及び12月に支給あり。（年4.65月。ただし、採用初年度は在籍期間の割合に応じて支給。）</p> <p>通勤手当：なし</p> <p>時間外勤務手当：基本無いが、依頼した場合は別途支給。</p>
勤務日	<p>勤務時間：1週間当たり16時間以内</p> <p>勤務日時：13時45分～18時45分のうち3～4時間程度</p> <p>月曜日～土曜日のうち5日以内</p> <p>（祝日は除く。12/29～1/3は休日）</p> <p>※学校が長期休業の期間は午前中に勤務する場合あり</p>
休 暇	<p>一定の条件のもと、次の休暇・制度があります。</p> <p>年次有給休暇</p> <p>特別休暇【有給】 忌引休暇、産前・産後休暇、子の看護休暇など</p> <p>【無給】 病気休暇、短期介護休暇など</p>
社会保険	適用なし
労 災	労働者災害補償保険制度が適用されます。
服 務	<p>地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止</p> <p>※営利企業等への従事等の制限はありません。</p>
その他	<p>応募資格が無いこと及び履歴書記載事項に虚偽のあることが判明した場合、合格を取り消すことがあります。</p> <p>地方公務員法の規定に基づき採用はすべて条件付とし、採用後1ヶ月の勤務日が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまでの勤務成績が良好であった場合に会計年度任用職員として正式採用となります。</p>